

市の人口の動き(2.1.)

世帯数	7,375				
人口総数	34,460				
男	17,389				
女	17,071				
出生	29	死亡	5	転入	88
男女計	28		12		58
	57		17		146
				転出	91
					78
					169

市 報

た か は ぎ

才 72 号

2 月 5 日 発 行

発 行 高 萩 市 役 所
編 集 総 務 課
印 刷 藤 枝 印 刷 所

地方税法の一部改正

新年度から実施 市民税の課税方式

市の財政をまかなう市税のうち、私たち市民に、もつとも関係の深い市民税が地方税法の改正でその課税方法が昭和三十七年度から大巾に変わります。内容手続等でご理解をいただかなければならないことが多いのでここに改正の要点を説明し、みなさんのご協力をお願いします。

市民税がなぜ改正されたでしょう

今までの市民税の所得割は、所得税額(国税)を課税標準とする(才一方式)方法と総所得全額から各種の控除をした全額を課税標準とする方法等、五つの課税方式があり、各市町村それぞれその財政事情によつてそのいずれかを選んで所得割額を算出したのです。

今年度まで本市の市民税は、市民それぞれの所得税額に二〇%の税率をかけた所得割と、二百円の均等割との合計額でありました。しかしこのような所得税を基礎に市民税を決めていたのでは所得税が、減税されるたびに、自動的に市民税の減収となりますのでこのような所得税の影響を遮

断して地方自治体の財政に安定性をあたえ、しかも住民負担と地方団体の税収に激変を生じないよう留意して地方税制の自立性を確立するため地方税法が改正されました。

「本文方式」を採用

所得割の課税方法が二通りとなり総所得金額から諸控除をした残りの金額に税率をかける方法「本文方式」と称す」と、総所得金額から基礎控除のみを差引いた残りの金額に税率をかける方法「ただし書き方式」と称す「この種類の方式のどちらを採用してもよいことになつておりますがこの二種類を比べてみますと「本文方式」の方が安くなりますわが市では十二月の市議会において安い方の方式「本文方式」を採用することに

なりました。

◎市民税を納めていた

- 1、一月一日現在市内に住んでいる人
- 2、市内に家、屋敷のある人

◎市民税を納めなくてよい方

- 1、一月一日現在市内に住んでいても前年中に所得の全然なかつた人
- 2、生活扶助を受けている人
- 3、身体障害者、未成年者、老年者(満六十五才以上)寡婦で扶養親族のある人、ただしこれらの方々の前年中の所得が十五万円以下の人

市民税の算定のしかたについては別表を参考にしていただきこれからその中にでてくる用意の意味について説明していきます。

所得金額(イ)

まず課税される所得の種類は、配当、不動産、事業給与、退職、山林、譲渡、一時雑所得の九種類あります。

給与、所得の場合は前年中の収入額から給与所得控除額を差引いた残りの金額をいいます。

事業所得の場合は前年中の収入金額から必要経費を差し引いた残りの金額をいいます。

譲渡、所得や一時所得の場合は、前年中の収入金額から必要経費をいいます。

譲渡所得や一時所得の場合は、前年中の収入金額から必要経費プラス十五万円を差し引いた残りの金額の二分の一の金額をいいます

退職所得の場合は退職金から特別控除を差し引いた残りの金額の二分の一をいいますが、退職所得については他の所得とは分離して計算されます。

山林所得の場合は収入金額から必要経費プラス十五万円を差し引いた残りの金額をいいますが、山林所得も退職所得と同様分離して計算されます。

右以外の所得については省略します。

所得控除(ロ)

所得控除というのは、前述の所得金額から差し引く金額のことです。従つてこの所得控除の金額が多ければ多いほど課税の対象になる所得額が減ることになり

(以下二面へ続く)

37年度からの市民税の計算

所得金額 (イ)	- 所得控除 (ロ)	課税所得額 (ハ)	× 税率 (ニ)	算出税額 (ホ)	- 税額控除 (ヘ)	市民税 所得割額	+	均等割額 (200円)	=	市民税 納税額
-------------	------------------	--------------	----------------	-------------	------------------	-------------	---	----------------	---	------------

生別母子家庭に 児童扶養手当を支給

生別母子家庭に 児童扶養手当支給

ことしの一月一日から夫と別れて児童を育てながら生活とたたかっている母子家庭や、孤児を育てている家庭に、児童養育費の一助として「児童扶養手当」が支給されることになり、この受付けを十二月はじめてから福祉事務所国民年金係で行なっております。

支給資格があつても請求書を出さないでいると支給されませんので、忘れないうちに申請をしてください。

手当を支給される人、手当額、手続きなどは次のようになつていきます。

手当を受けられる人

次の八つの条件にあてはまる義務教育修了前の児童（一五才に達した日の属する学年末日以前の児童、および引き続き中学校または盲学校、ろう学校、養護学校の中学に在学するときはその在学する児童）を養育している母と、母がいないために祖父母、兄弟、おじおばなどが養育している場合に支給されます。



支給の制限

母や養育者、あるいは児童が母子福祉年金、厚生年金、遺族補償などを受けられる場合、また、母や養育者が前年一カ年のうちに一三万円（児童一人につき三万円を加算）以上の所得があつた場合、児童扶養手当は支給されません。

支給手当額

児童扶養手当の金額、児童一人につき月八〇〇円、二人の場合は一、二〇〇円、三人以上の場合は一人につき二〇〇円ずつ加算されます。

手当を受ける方法

ごころうさまでした

退任団員に感謝状

消防出初式

晴天にめぐまれた一月八日高萩駅前で消防出初式を行いました。寒風肌をさす駅前で、正々堂々として

手続

手続きは市役所内福祉事務所年金係に、認定請求書と所得状況届の二通の書類、それに必要な添付書類や証明書などについて教えてくれます。なほ、該当しそうな場合は、福祉事務所年金係におたずねください。（国民年金係）

退任団員に感謝状

て分列行進をはじめ機械点検および操法、そして放水試験など、敏捷かつ練達技術を披露し、おおいに消防精神の意気を揚げ、私たちの生命と、財産を守るにふさわしい消防出初式でありました。

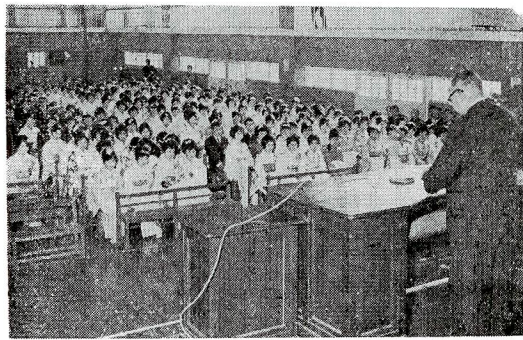
この日退任団員に感謝状がおくられました。

（敬称略）

- 才一分団員 北村勇太郎
- 才一分団員 羽石 徳次
- 才一分団員 石 定義
- 才一分団員 石田 秀実
- 才一分団員 鈴木 孝一
- 才一分団員 大高 徳次
- 才一分団員 松本 正男
- 才一分団員 鈴木 保範

成人式に若人の晴姿

1月15日高萩高講堂で



市長の祝辞を受ける若人たち

- 才三分団部長 落合 政雄
- 才三分団員 山野 文三
- 才三分団員 小峰 威光
- 才三分団員 小野 敏美
- 才三分団員 神永 三郎
- 才三分団員 山下 昌司
- 才三分団員 長谷川 平太
- 才三分団員 坂本 昌義
- 才三分団員 坂本 元治
- 才三分団員 佐藤 伸雄
- 才三分団員 佐藤 満雄
- 才三分団員 松田 広
- 才三分団員 今川 満男
- 才三分団員 朝日 正一
- 才三分団員 朝日 秋夫
- 才三分団員 鈴木 光一
- 才三分団員 大森 新一
- 才三分団員 作山 一広
- 才三分団員 吉田 重栄
- 才三分団員 吉田 滝蔵
- 才三分団員 佐藤 昭夫
- 才三分団員 下山 敬造

一月十五日は成人の日でした。高校体育館において男三二〇名、女二六七名と共に盛大に「成人式」が行われました。高萩中吹奏楽団、市民オーケストラ、市民合唱団の応援演奏のアトラクションがありさらに市長さん、鈴木県議等の有意義なおことは受けそして成人代表者の坂ノ上隆司君の「今日才の人生へ歩みを進めんとする……今日から成人としての権利や義務をいただきました……過去二十年の家庭、学校、社会において学ばれた教訓を基に意義ある人生に邁進する……。」という若き力あふれる自覚と決意をもった答辞を最後に盛会のうちに終了しました。

— 318 —